

令和7年6月18日(水)
令和7年度第1回 地域福祉権利擁護事業・業務連絡会

「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめ

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会



地域共生社会の在り方検討会議

2024（令和6）年6月27日 厚生労働省が設置 10回開催
2025（令和7）年5月28日 「中間とりまとめ」公表

趣 旨

令和2年の重層的支援体制整備事業の創設を盛り込んだ改正社会福祉法附則第2条の5年後の検討、社会情勢の変化への対応

検討内容

- ①地域共生社会の更なる展開に向けた対応
- ②身寄りのない高齢者等への対応
- ③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利、擁護支援策の充実の方向性
- ④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
- ⑤社会福祉における災害への対応 等

検討の背景

- 地域共生社会の実現に向け
 - ・社会福祉法における包括的な支援体制整備の義務化（平成29年）
 - ・重層的支援体制整備事業の創設（令和2年）
→地域性を活かした取組や連携・協働による**制度の狭間への対応が進む地域もあるが、全国に遍く広がっているとは言い難い。**
- 地域福祉を取り巻く環境の更なる変容
 - ・2040年に向けて、地縁・血縁・社縁といった**繋がりが弱くなる**
 - ・**単身世帯の増加**等の社会情勢の変化
 - ・法制審議会における**成年後見制度の見直し**の議論

今後に向けて

- 権利擁護支援策
→**法制審議会民法部会の議論**→検討を継続
- 厚生労働省等の関係省庁
→**社会保障審議会福祉部会等で議論**→所要の制度改正等の対応

1 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働

対応の方向性



1 地域共生社会の理念・概念の再整理

- あらゆる地域住民が、**排除されず地域社会に参画**することや、**地域住民同士で支え合う地域の形成が重要**であるという趣旨を条文上反映させる。
- **法第4条（地域住民等の責務）と第6条（行政の責務）の関係性**を整理し、**行政には地域で支え合う関係づくりを支援する責務・役割**があることを明確化する。

2 福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮

- 法第3条・第5条に福祉サービスの基本的な理念や提供の原則が規定されているが、明記されていない「**意思決定支援の配慮の必要性**」を明確化する。

3 福祉以外の分野との連携・協働

- **まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法**等の分野との連携・協働を推進のための法令整備。
- 地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働等による、**福祉以外分野と連携・協働した住民主体の地域づくり**と包括的な支援体制の整備をつなげる。

社会福祉法第4条

地域福祉の推進

- **地域住民等**（地域住民、社会福祉事業経営者、社会福祉活動者）は相互に協力し、**地域福祉の推進に努めなければならない**。
- 地域住民等は、地域福祉の推進にあたり、**地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等により解決を図る**。



関係整理



行政の支援
責務を明確化

社会福祉法第6条

福祉サービス提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務

- **社会福祉事業の計画的な実施**が図られるよう、**体制の確保、利用促進施策**を講じなければならない。
- **地域生活課題の解決**に資する支援が包括的に提供される**体制整備、地域福祉推進に必要な措置**を講ずるよう努める。

地域共生社会の実現に向けた取組み（社会福祉法の規定）

4条第1項

地域共生社会の実現

4条第2・3項

地域福祉の推進・地域生活課題の把握、連携による解決

106条の3

包括的な支援体制の整備

106条の4

重層的支援体制整備事業

6条

地域共生社会の推進における行政の役割
※現状の第6条には十分な記載がない

1 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

対応の方向性



1 「支援会議」や「重層的支援会議」等をすべての市町村に拡大

- 誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を図ることを再確認。
- 国・都道府県による伴走支援、法に規定する「支援会議」「重層的支援会議」のような枠組みを重層的支援体制整備事業の実施の有無にかかわらず拡大。
- すべての市町村が包括的支援体制の整備に取り組めるよう、趣旨、地域を共に創る（共創）必要性を示す。

2 生活困窮者自立支援制度を中心に既存制度を活用した「既存制度活用アプローチ」

- 制度の狭間を生まないための包括的な支援制度の構築を理念として創設された生活困窮者自立支援制度が包括的支援体制の整備に重要な役割を果たす。
- 生活困窮者には、身寄りのない高齢者等、幅広く含まれうることについて、法令上の規定を整備。
- 生活困窮者自立支援法における地域づくりの位置付けの明確化について法令上の規定を整備。他制度における住民主体の地域づくりとつなぎ合わせ一体的に展開。

3 過疎地等小規模市町村は柔軟な仕組み「機能集約化アプローチ」

- 過疎地域等の小規模市町村においては、市町村の希望により、**現行の重層的支援体制整備事業とは別に**、既存の相談支援・地域づくり機能を一体的に実施しやすくする**柔軟な仕組み**により包括的支援体制を構築する方法で推進。

4 都道府県における包括的な支援体制の整備

- 精神保健や児童虐待、難病等の相談支援の実施主体として市町村の包括的な支援体制整備との連携を明確化することが必要。

5 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた取組

- 本事業は、一つの手段・施策であり、包括的支援体制の整備とイコールではない。
- 「**包括的相談支援**」「**参加支援**」「**地域づくり**」の**一体的実施**を改めて共通認識とする。
 - ・各地域で十分な対話、地域資源、ニーズの把握、分析をする。
 - ・国は市町村が単に体制を置くことを支援するのではなく、**機能や取組みに応じて支援**する。
 - ・達成状況を**適切に評価できる指標の設定**が必要。

6 多機関協働事業等の役割・機能

- 支援者支援や事業全体の司令塔機能という本来の役割・趣旨を改めて市町村に周知するとともに、事業の**全てを外部に丸投げせず、市町村の責任の下で実施**することが必要。

7 若者支援

- **ライフステージを通じた支援**を行う上で、こども期からの予防的な支援や、若者の特性に留意したアウトリーチや継続的な伴走支援等により、困難を抱える若者への支援に取り組む。

2 身寄りのない高齢者等への対応

対応の方向性

1 相談窓口は既存の相談支援機能を強化

- 新たな相談窓口の設置ではなく、自立相談支援機関や地域包括支援センター等**既存の相談支援機能を強化**すべき。

2 日常生活自立支援事業を拡充・発展

- 本人契約に基づき、**日常的金銭管理**や、**福祉サービス等利用に関する日常生活支援**、**入院・入所手続支援**、**死後事務支援等**を提供できる**第二種社会福祉事業**として、**多様な主体の参画**を可能にする必要がある。
- 家族代わりと誤解されないよう、**地域の実情に応じた地域福祉との役割分担**、支援内容の**専門性**を考慮し、事業の**守備範囲を整理**し、支援対象の拡大や制度の持続性の観点から、**体制面・費用面・運営監視面を考慮**する必要がある。
- 生活に困窮する者は、生活困窮者自立支援制度等との一体的支援により、**地域居住支援事業**等を拡大する必要がある。

3 既存のプラットフォーム等活用しネットワークで支える

- 既存の協議会やプラットフォームを活用し、支援方策の議論を進める具体的な方法を国が示すべき。
- 法律の専門家をはじめ連携が必要となる主な関係機関を国において示し、参画を促す必要がある。

3 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

対応の方向性

1 日常生活自立支援事業を拡充・発展

- 身寄りのない人も含め、**判断能力が不十分な人の日常生活自立支援事業を拡充・発展**させた上で、本人契約に基づき、日常的な金銭管理や、福祉サービス等利用の日常生活支援、入院・入所手続、死後事務等の第二種社会福祉事業として、全国で基軸となる事業の体制構築が必要である。

2 福祉行政による意思決定支援

- 福祉行政による**意思決定支援の範囲**として、**日常生活自立支援事業と概ね同じ範囲**である、預貯金の入出金を含む金銭管理や入院・入所手続支援等のサービス利用に関する意思決定を基本とする必要がある。

3 中核機関＝「権利擁護支援推進センター」が家庭裁判所からの意見照会に対応

- 市町村は、①権利擁護支援を適切に実施するためのコーディネート業務、②協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のためのコーディネート業務の実施に努めることが必要。
- 上記①②に加え、民法改正により**後見等の終了を判断するにあたり、家庭裁判所からの成年後見制度以外の支援の可否の意見照会に対応する機関**として、市町村は「中核機関」を設置することが必要。「中核機関」の法律上の名称として、「**権利擁護支援推進センター**」を提案する。

関連制度における本人の状況や実施状況

判断能力

あり

高齢者等終身サポート事業

- 都内19社協・団体が実施(R7.5月)
- 対象者要件、実施事業は自治体により様々

不十分

日常生活自立支援事業

- 都内62社協・団体が実施

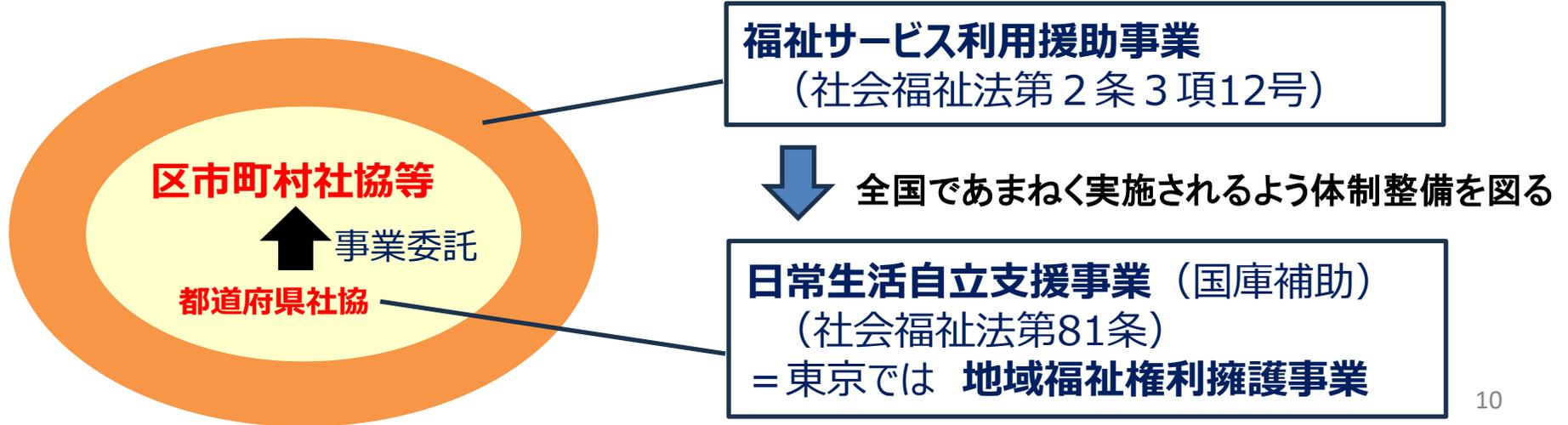
低下

成年後見制度

- 都内53区市町村に推進機関設置。

身寄りなし

地域福祉サービス利用援助事業と日常生活自立支援事業の関係



4 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

対応の方向性

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

- 社会福祉法人による「**地域における公益的な取組**」を広げるために、**目的や取組みのポイントの周知や更なる明確化**を行う。
- 社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進するため、事業要件の緩和や事務負担の軽減を行う。
- 人口減少地域では、単独法人のサービス提供だけではなく、人材・資産等のリソースをいかした連携・協働を推進する。

5 社会福祉における災害への対応

対応の方向性

災害時の被災者支援との連携の在り方

- 包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野とも連携を図り、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築を自治体に促す必要がある。
- DWATの平時からの体制づくりや研修の実施、都道府県等と関係機関の連携等を図る必要がある。